

新型コロナウイルス感染症について

| | |
|--------------------------------|-------|
| ・感染予防対策の継続 | 1 |
| ・新型コロナを疑う場合の診療・検査医療機関 | 2 |
| ・新型コロナウイルス感染症の後遺症について | 3~4 |
| ・福祉施設で働くみなさまにあらためてお願ひしたいこと | 5 |
| ・新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック | 6~16 |
| ・社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談 | 17~18 |
| ・高齢者施設等「スマホ検査センター」 | 19~20 |
| ・高齢者施設等の従事者等への定期検査について | 21~22 |
| ・高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査 | 23~24 |
| ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点 | 25~28 |
| ・人員基準等の臨時的な取扱い | 29 |
| ・3%加算及び規模区分の特例の令和4年度の取扱い | 30~31 |
| ・業務継続計画の策定について | 32 |

※本内容は令和4年4月21日時点の情報です。

最新の情報は大阪府ホームページ等にて適宜ご確認をお願いします。



©2014 大阪府もずやん

マスク着用



©2014 大阪府もずやん

こまめな換気



©2014 大阪府もずやん

手洗い

自分自身を守るために。
あなたの大切な人を守るために。

ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できることが期待されていますが、他の方への感染をどの程度予防できるかはまだ十分にはわかっていません。ワクチンを打った方も打っていない方も、感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら

大阪府 コロナ

検索

1



大阪府



もすもす

©2014 大阪府もすやん

新型コロナを疑う場合にスマートースに受診できるよう 全ての診療・検査医療機関を ホームページで検索・検査を 公表しています

しないなと思つたら・・・

近くの診療・検査医療機関をホームページで探ししてな!
行く前に、受診できるか医療機関に必ず電話で確認してください。

※新型コロナ受診相談センターへのお電話による医療機関の紹介も可能です。

スマートースな受診のため、感染拡大を防ぐためにご協力ください

診療体制により、かかりつけ患者のみ対応可能な医療機関と一般患者も対応可能な医療機関があります。
ホームページに掲載の診療時間でも予約状況等により対応できないことがあるため、必ず、事前確認をしてください。

医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

発熱などのかぜ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

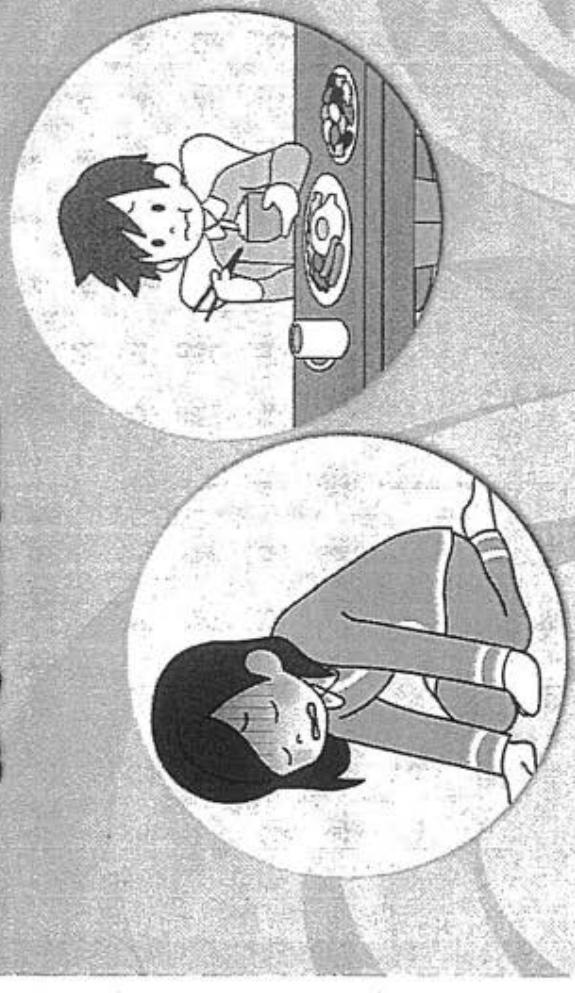
大阪府 診療・検査医療機関 検索



大阪府 新型コロナ受診相談センター 検索



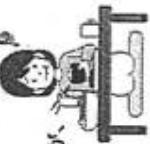
新型コロナウイルス感染症の後遺症について



体験談

体験談①

パートナーから感染して、半年が経ちます。発熱やどの痛みがありますが、その後、全身倦怠感がなかなか回復しません。仕事に行くのもできない状況ですし、医療機関に不安な日々を過ごしていますが、できる事をやつていこうと思います。



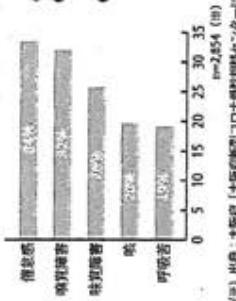
体験談②

発熱やどの痛みがありますが、その後、全身倦怠感がなかなか回復しません。仕事に行くのもできない状況ですし、医療機関に十分な情報がなく治癒にも時間がかかっています。

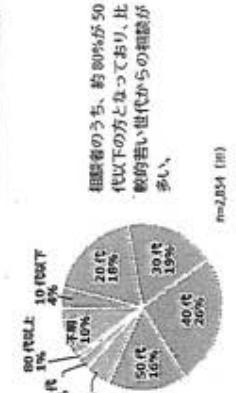


後遺症に関するデータ紹介

相談者の年齢

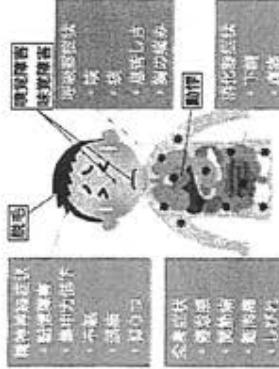


相談者の年代



(※) 出典：大阪府「大阪府新型コロナ受診相談センターにおける後遺症相談の概要」
(令和3年7月8日～11月30日、総合・専門相談を除く)

後遺症の主な症状



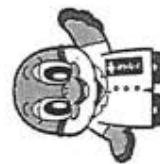
放置中に見られた症状だけでなく、無中力低下、脱毛、細うつななど、軽度の途中から新たに出現する症状もある。

(出典：「COVID-19 後遺症について」(令和3年11月12日版調査))

出典：大阪府「大阪府新型コロナ受診相談センター等

(詳細は裏面参照)に相談してください。

©2021 大阪府



大阪府

日本国内の研究では、新型コロナウイルス感染者の回復者のうち、後遺症と考えられる何らかの症状が認められた人は、頻度または診断から6か月後で約4人に1人、1年後では約1割となっている。
出典：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防や」第7版
n=457

症状について（一部紹介）

新型コロナウイルス感染症の罹患後も、様々な症状が後遺症として現れています。また、同時に複数の症状が現れる場合もあります。

強い倦怠感

身体や精神的に「だるい」「疲れた」「疲れやすい」という軽い症状から、「体が鉛のように重く感じられる」といった強い症状まで様々な症例があります。



味覚・嗅覚障害

味がわからぬ、「においがわからぬ」、「本来のにおいとは別のにおいを感じる」など、罹患後も引き続き味覚・嗅覚障害を発症している事例が報告されています。



せき・たん

激しい咳が持続するなどの事例が報告されています。



呼吸困難

呼吸困難感など呼吸器症状が持続し、中には息苦しさで日常生活に支障をきたす事例も報告されています。



思考力・集中力の低下

Brain fog（脳の霧）と呼ばれる「頭がボートとする」ような症状や、集中力の低下などが報告されています。

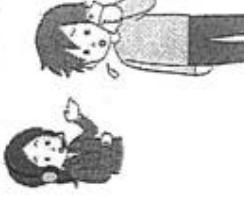


されています。

後遺症かなと思つたら

新型コロナウイルス感染症の後遺症への治療は、対症療法が中心となり、治療には時間かかる場合もあります。

また、後遺症は重症化するおそれもあり、悪化の予防のためにはご本人だけでなく、家族や職場など、周囲の理解も重要です。大阪府では、新型コロナ受診相談センターにおいて、後遺症に関する相談窓口を設置しています。後遺症が疑われる場合は、激しい運動や無理な活動は避け、かかりつけの医療機関や府内の新型コロナ受診相談センターに相談してください。



新型コロナ受診相談センター一覧

| 担当窓口 | 電話番号 | 受付時間 |
|----------|------------------|----------------------------|
| 大阪府池田保健所 | 06-7166-9911 | (土・日・祝日含め 24 時間) |
| 大阪府守口保健所 | 06-7228-0739 | (平日9時～20時、土・日・祝日9時～17時30分) |
| 大阪府守口保健所 | 06-6647-0641 | (土・日・祝日含め 24 時間) |
| 大阪府守口保健所 | 06-0543-531-5599 | (平日9時～20時、土・日・祝日9時～17時30分) |
| 大阪府守口保健所 | 072-963-9393 | (土・日・祝日含め 24 時間) |
| 大阪府守口保健所 | 080-841-1326 | (平日10時～16時) |
| 大阪府守口保健所 | 072-954-0668 | (平日8時～17時15分) |
| 大阪市保健所 | 050-3531-4455 | (平日9時～17時15分) |
| 大阪市保健所 | 072-849-8455 | (平日9時～17時30分) |
| 大阪市保健所 | 050-3531-4455 | (平日9時～17時30分) |
| 高槻市保健所 | 072-963-9393 | (土・日・祝日含め 24 時間) |
| 東大阪市保健所 | 072-841-0712 | (平日9時～17時30分) |
| 豊中市保健所 | 072-954-0668 | (平日8時～17時15分) |
| 枚方市保健所 | 050-3531-4455 | (平日9時～17時30分) |
| 八尾市保健所 | 072-829-8455 | (平日9時～17時30分) |
| 寝屋川市保健所 | 050-3531-4455 | (平日9時～17時30分) |
| 吹田市保健所 | 06-718-1370 | (平日9時～17時30分) |

令和4年3月施行
大阪市中央区大手前2丁目
電話（代表番号） 06（6941）035-1
運営に貢献して、令和3年6月に表彰が実施した「令和コロナワクス賞受賞者」「令和セーフレット」から
一部（リスト・文書）を用意し、人気投票で開票しました。
「令和セーフレット」や「月刊」など書籍はお問い合わせください。
掲載するここと承諾します。

福祉施設で働くみなさまにあらためてお願いしたいこと

高齢者施設等におけるクラスター発生事例では、施設で働く職員からの感染が多くなっています。感染対策に詳しい看護師（感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師）が福祉施設等を訪問した経験から、あらためてお願いしたいことをまとめました。日々、感染症対策に取組んでおられる中、施設クラスター発生予防のためにも、今一度、ご確認ください。

協力：(公社) 大阪府看護協会

● 職員のみなさんに、あらためて、注意していただきたいこと

● 職員同士でマスクなしの会話

ロッカールーム・食事・休憩室等の場面が変わる時が要注意です！

● 同居者や家族以外の方との会食

飲食を通じての感染のリスクにご注意ください。



● 体調不良時の無理な出勤

以下の症状がある場合は、職場には来ず、管理者に相談し検査を受けましょう。

*有症状者を対象とした高齢者施設等「スマホ検査センター」を利用して、素早く検査につなげてください。

・発熱

・風邪症状（鼻汁・咽頭痛・咳など）

（※花粉症やアレルギーのある方はいつもと違うと感じる場合）

・嗅覚障害・味覚障害

● 職場での正しいマスクの着用・手指消毒

口と鼻を確実に覆うようにしてください。鼻出しは厳禁です！できれば、職場では、不織布マスクを！



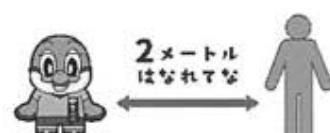
スマート検査センターの
申込みはこちらから

● 施設内の感染リスクを軽減するためにできることを、ぜひ実践してください！

● ユニバーサルマスキング

施設内では職員、利用者、来訪者すべての人がマスクを着用していますか。

（利用者にも可能な限り、着用を呼びかけましょう）



● 距離の保持・入所者の体調管理の徹底

ふだんから、入所者同士の距離をとっていただいているですか。

ショートステイおよび新規入所者（できれば2週間程度）と長期入所者は可能な範囲で、集団の場では2m以上の距離をおいていただいているですか。

● 食事・口腔ケア

可能な限り、利用者さん同士を対面で座らせない、パーテーションを置くなど、飛沫がかからない工夫をしていますか。

● 感染の疑い事例が出たときから、万が一に備え、初動を素早く！

● 感染の疑い事例をいち早く把握、行動を

感染の疑いのある方を介護する場合、個人防護具の着用や手指消毒の徹底、また、集団の場から離す、空間的に分ける等を行いましょう。

● 感染者が発生した場合は、すぐに自治体担当部署・保健所に相談しましょう

感染者の隔離や消毒、ゾーニングなど保健所からの指示に従い、迅速に対応しましょう。

新型コロナウイルス対応 感染症対策 早わかりブック

新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト

リストを参考に役割分担をし、みんなで協力して乗り切りましょう！

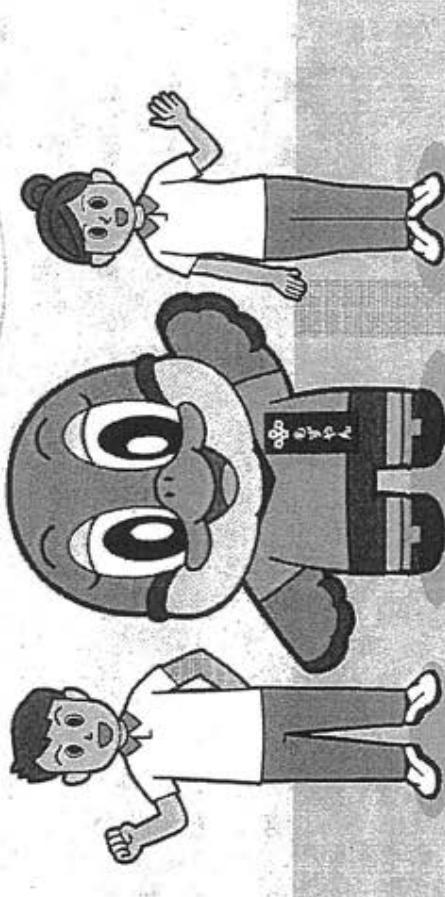


リストを参考に役割分担をし、みんなで協力して乗り切りましょう！

あらかじめ各業務の担当者を決めておきましょう
 対応票ダウンロード

QRコード

利用者が発熱したとき、
感染症かもしれないとき…
困ったときに見よう！



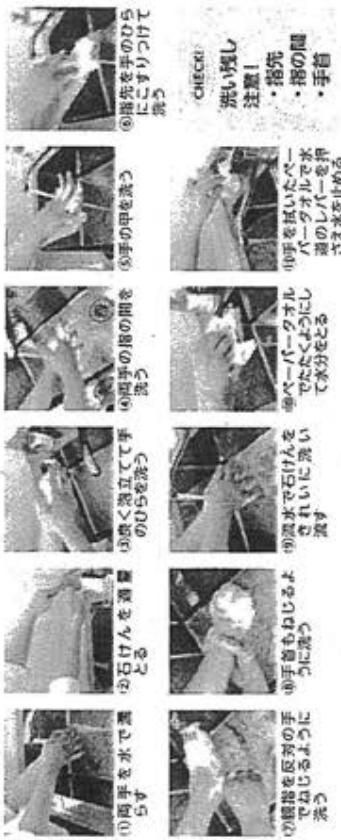
社会福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは疑いのある方が発生した時のこの冊子の使い方

事前に内容を確認し、もしもの時に職員全員が動けるよう、シミュレーションしておきましょう。

©2014 大阪府もぐらん

手指衛生（手洗いと手指消毒）

●手洗い



POINT!

■ 石けんで10秒もみ洗い、流水で15秒です。

■ 目に見える汚れがある時は必ず石けんと水で、それ以外は手指消毒薬による手指消毒等、石けんと水による手洗いのどちらでも良いです。

■ 手洗い場は清潔にし、乾燥させます。水ががねやすいので、手指消毒薬などを置かないようにしましょう。

●手指消毒



POINT!

■ 手が濡れると汚れが落ちにくくなりますので、手のケアをしましょう。
■ 日ごろから食事介助や排泄介助、清掃の前後などのタイミングで手洗いや手指消毒を習慣化しましょう。

個人防護具（PPE）の着脱

●手指消毒

| 必要な個人防護具 |
|-------------|
| □医療用手袋 |
| □マスク |
| □キャップ |
| □フェイスシールド等* |
| □手袋 |

- CHECK! 手袋は、着けるときは最後に、脱ぐときは最初に外します
- CHECK! フェイスシールドやゴーグル等を再利用する事があります
再利用する場合は、新型コロナウイルスに効果のある消毒薬で全体を消毒してから使用しましょう
- *フェイスシールド等には、フェイスシールド、ゴーグル又はアシールドのいずれかです。

●個人防護具の脱ぎ方 一音ヒ謹のひもが、簡単にちぎれるタイプのプラスチックガウンの場合



●手指消毒

- CHECK! 手袋は、着けるときは最後に、脱ぐときは最初に外します
- CHECK! フェイスシールドやゴーグル等を再利用する事があります
再利用する場合は、新型コロナウイルスに効果のある消毒薬で全体を消毒してから使用しましょう
- *フェイスシールド等には、フェイスシールド、ゴーグル又はアシールドのいずれかです。

●個人防護具の脱ぎ方 一音ヒ謹のひもが、簡単にちぎれるタイプのプラスチックガウンの場合



●手指消毒

- CHECK! 手袋は、着けるときは最後に、脱ぐときは最初に外します
- CHECK! フェイスシールドやゴーグル等を再利用する事があります
再利用する場合は、新型コロナウイルスに効果のある消毒薬で全体を消毒してから使用しましょう
- *フェイスシールド等には、フェイスシールド、ゴーグル又はアシールドのいずれかです。

●個人防護具の脱ぎ方 一音ヒ謹のひもが、簡単にちぎれるタイプのプラスチックガウンの場合



- CHECK! 手袋は、着けるときは最後に、脱ぐときは最初に外します
- CHECK! フェイスシールドやゴーグル等を再利用する事があります
再利用する場合は、新型コロナウイルスに効果のある消毒薬で全体を消毒してから使用しましょう
- *フェイスシールド等には、フェイスシールド、ゴーグル又はアシールドのいずれかです。

●個人防護具の脱ぎ方 一音ヒ謹のひもが、簡単にちぎれるタイプのプラスチックガウンの場合



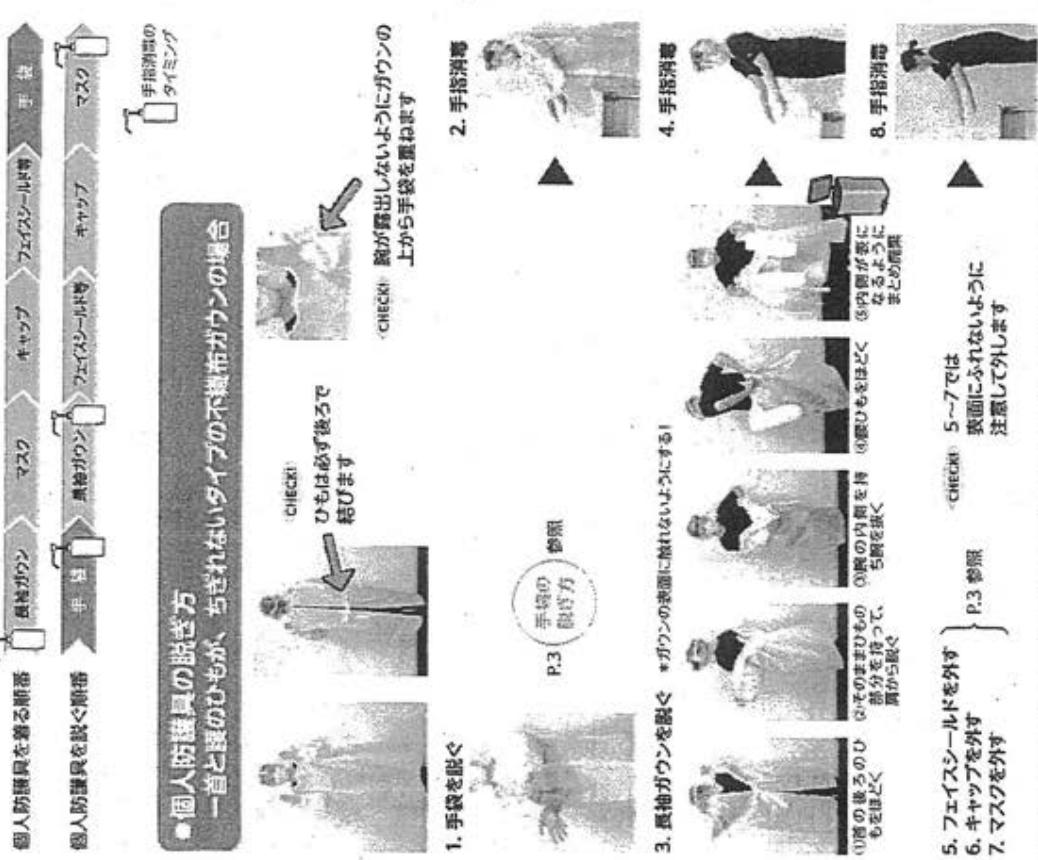
●手指消毒

- CHECK! 手袋は、着けるときは最後に、脱ぐときは最初に外します
- CHECK! フェイスシールドやゴーグル等を再利用する事があります
再利用する場合は、新型コロナウイルスに効果のある消毒薬で全体を消毒してから使用ましょう
- *フェイスシールド等には、フェイスシールド、ゴーグル又はアシールドのいずれかです。

●個人防護具の脱ぎ方 一音ヒ謹のひもが、簡単にちぎれるタイプのプラスチックガウンの場合



ゾーニング



陽性者とそれ以外の利用者・職員との動線が重ならないようにゾーニングしましょう。

| | |
|---------|--|
| レッドゾーン | 新型コロナウイルス感染症の陽性者が入室されていて、コロナウイルスで汚染されている場所（常に個人防護具を着用） |
| イエローゾーン | 個人防護具を脱ぐ場所 |
| グリーンゾーン | コロナウイルスで汚染されていない場所（個人防護具を適用していない場所） |

●一人の陽性者を個室隔離する場合

●複数名の感染者が出た場合（室内に留まるごとに可能な場合）

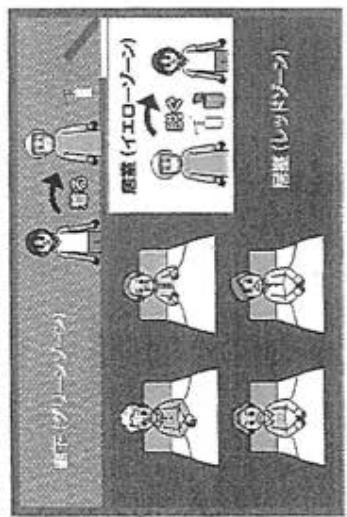
POINT

- 個人防護具はグリーンゾーンで着用してイエローゾーンで脱ぐのが原則です。
- レッドゾーンはできるだけ早く設定し、陽性者が増えれば拡大していきます。
- 陽性者は居室外に出ないので原則です。食事も居室外で食べてもらいましょう。入浴は控え、清拭にします。

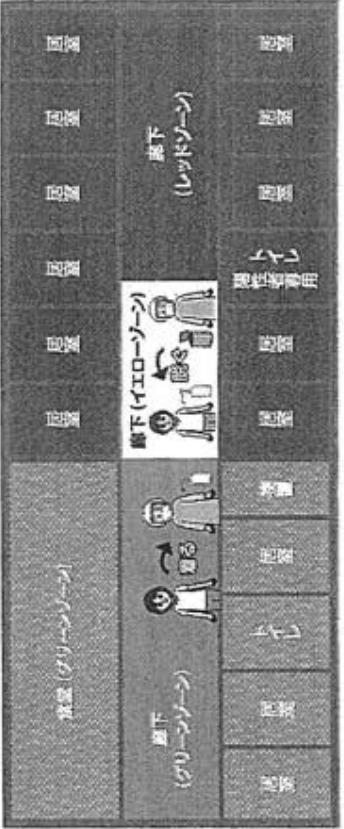
グリーンゾーン・イエローゾーンに置いておくもの



●複数名の陽性者が出て個室がない場合



●複数名の陽性者が出た場合 (室内に留まることができない場合：エリアごとにレッドゾーンにしたケース)



CHECK グリーンゾーンとレッドゾーンは床にカラーテープを貼り付け境界の目安としますが、陽性者がグリーンゾーンに出てきてしまう場合、パーテーション等を設置する工夫もあります

CHECK エリアごとにレッドゾーンにした場合は、陽性者はエリア内に行き来することができます

CHECK トイレは、レッドゾーンのエリア内にあることが望ましいです

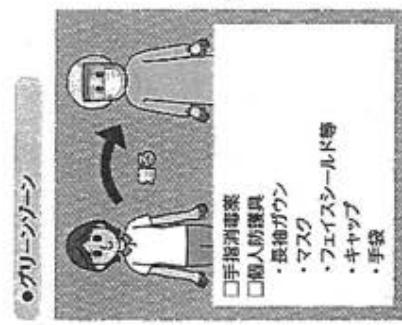


- レッドゾーンでは、職員の休憩室を作らない、職員は飲食をしない、私物を持込むないようにしましょう。

●ふだんから、取組みましょう

| |
|-------------------|
| ■ 隔離用医療用品としておくこと |
| ・フローリング |
| ・ソーシャンクのコミュニケーション |

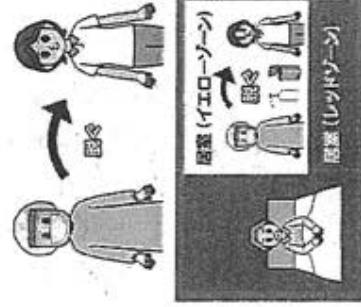
•グリーンゾーン



- 手指消毒薬
- 個人防護具
- ・長袖ガウン
- ・マスク
- ・フェイスシールド等
- ・キャップ
- ・手袋

CHECK!
グリーンゾーンに頭を置いて、個人防護具がきちんと着用できているかチェックしましょう

•イエローゾーン



- 手指消毒薬
- ゴミ箱
- 清潔用のクロス
- ゴミ袋

CHECK!
必要なものをまとめて、引き寄せた時に取扱いておくと便利です
*見直しも大切です！

CHECK!
個人防護具がきちんと着用できているかチェックしましょう



- ゴミ袋は、フェイスシールド等の再利用時の保管や陽性者の着替え等を持ち出す際に便利です
- イエローゾーンに手指消毒薬を置けないときは、入室のたびに持ち込み、個人防護具を脱ぐ際に使用できるようにしましょう

- ゴミ袋の量の制限で手が汚染されるのを防ぐため、ゴミ箱は足ふみ式にしましょう。
- 個人防護具の脱衣前に正しい脱ぎ方と消毒を確認できるよう、順序等を示した写真やイラストなどをイエローゾーンに掲示しておせましょう(P3~4 [個人防護具(PPE)の確認] 参照)。

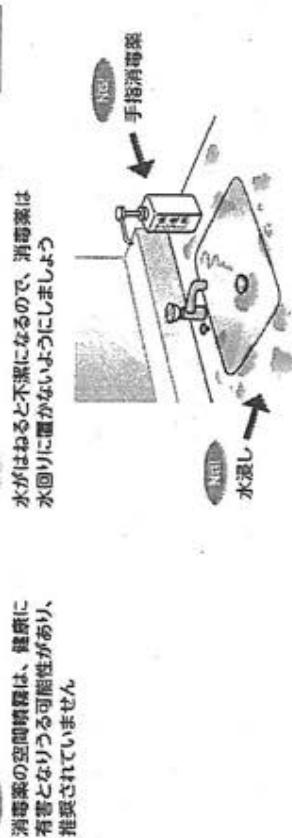
新型コロナウイルスに有効な消毒薬

消毒・清掃

消毒薬は正しい濃度と使い方が重要です。保管方法も確認しましょう。

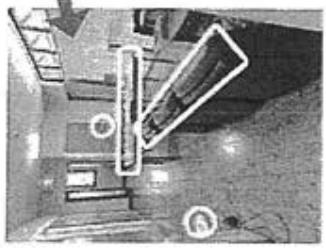
| ■方法 | ■消毒 | ■通しているもの | ■落さないもの | ■廻り方・保管方法 |
|-------------------------------------|--|--|---|--|
| 熱水 | 製品の説明書を確認 80°Cの熱水中に10分間 おやけどに注意 濃度0.05% | 食器や箸など テープル、 ドアノブなど | 手部 金属製のもの、手指 (爪や目につかない ようになります) | 製品の状況を確認 ドアノブ 電気のスイッチ 椅子の背もたれ 手すりなど |
| 塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム) | 濃度70%以上95% 以下のエタノール | 手指(医療品・医薬 外品) テープル、 ドアノブなど | 手足はR2「手筋 消毒」参照 ・物は拭き取り | 消毒液は、拭き掃除が基本です スプレーでは消毒液が「点」でつくだけで、「面」を消毒できません 汚れがある場合は、消毒・清掃の前に汚れの部分を取り除きます |
| アルコール | 濃度70%以下95% 以下のエタノール | 手指(医療品・医薬 外品) テープル、 ドアノブなど | 手足はR2「手筋 消毒」参照 ・物は拭き取り | 消毒液は拭き掃除が基本です スプレーでは消毒液が「点」でつくだけで、「面」を消毒できません 汚れがある場合は、消毒・清掃の前に汚れの部分を取り除きます |
| 界面活性剤入りの洗剤 (住室・器具用洗剤 台所用洗剤など) | 製品の説明書に記載 の濃度 | 台所用洗剤を使う場 合は、炊具などの洗 い物、布、木などの 水がしみこむ場所や 料理など | ・住宅・厨房用洗剤は 商品の記載通りに して拭き取り。その 他の水拭き | ・きれいなどころ ・汚いなどころ ・高いところ ・低いところ |
| 次亜塩素酸水 | 濃度80ppm以上 | テープル、 ドアノブなど | ・消毒液をビタヒタに 混らし、20秒以上 おいて拭き取り ・指先液は遮光の容器 に入れます | ・ドアノブ、 ペーパーホルダー 又手すり 手鏡 手錠 |

(参考) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁待機ページ)



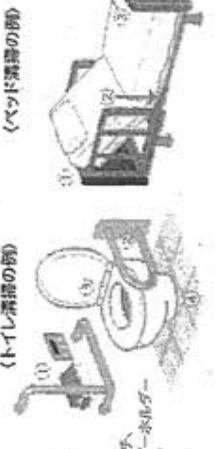
- 消毒液に応じた濃度・使用方法等を確認しましょう。
- 消毒液を稀釀する場合、その都度使い切るのが基本です。少なくとも1日1回は作り直しましょう。
- 消毒液は専門所に保管します。
- 消毒液の購入はやめましょう。包装は空にして洗浄・乾燥させてから新しい液を入れましょう。

消毒・清掃は、人がよく触れるところを念入りに拭きましょう。



- よく触れるところ
 - ・テーブル(表面と裏面以外の手が触れる部分)
 - ・ドアノブ
 - ・電気のスイッチ
 - ・椅子の背もたれ
 - ・手すりなど

CHECK!



消毒・清掃は、拭き掃除が基本です

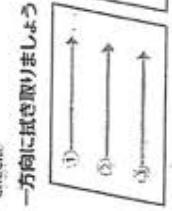
スプレーでは消毒液が「点」でつくだけで、「面」を消毒できません

汚れがある場合は、消毒・清掃の前に汚れの部分を取り除きます

(トイレ清掃の例)

(ベッド清掃の例)

CHECK!



一方向に拭き取りましょう



CHECK!

一方向に拭き取りましょう

- ・ドアノブ、
ペーパーホルダー
又手すり
手鏡
手錠

CHECK!

ペーパータオルや廻りクロスなどの使い捨てのものは、道具を洗浄する手間が省け、清潔に使用できます



- 消毒・清掃のポイントは、①場所、②方法、③道具です。
- ①人がよく触れるところを、②拭き掃除で行いましょう。
- ③(清潔な道具)で行いましょう。

①人がよく触れるところを、②拭き掃除で行いましょう。

洗濯

リネンや衣類は、いつも通りの洗剤を使い、洗濯機で洗います。

- <準備>
① 食器等で
すぐにお洗
濯するよ
うに洗
濯機の
準備
(洗剤を入
れておくなど)
- ② 洗濯物を
袋をビニール
袋に入れる
レッドゾーン
から出す
- ③ 手指消毒
④ 洗濯機のス
イッチなど、
手の触れた
部分を消
毒・清掃
- ⑤ 洗濯物を取
り出し乾燥
させる

CHECK! 洗剤(界面活性剤)により洗濯物のウイルスは除去されています



- 他の利用者の洗濯物と必ずしも分ける必要はありません。
- 洗濯機に入る前の衣類等の消毒は不要です。洗濯後の洗濯機の消毒も不要です。
- レッドゾーンから洗濯機までの運搬時はビニール袋に密閉し、ウイルスが他につかないようにしましょう。

食器

食器類は、残飯も含めてビニール袋に密閉して、レッドゾーンから持出します。

●食器洗浄乾燥機を
使用する場合

他の食器と一緒にして、
最後に洗浄します

- ①食器のセット完了後、手指消毒をする
- ②使い捨てのタオルやガーゼ等に洗剤をつけて洗浄
- ③食器の洗浄後、シンク内や水がはねた場所など周辺を消毒・清掃
- ④食器を運んだ人・洗った人は、手指消毒をする

CHECK! 使い捨て容器を使用し、毎回、脱脂する方法もあります。脱脂方法は、P.12「ゴミの処理」を参照



- レッドゾーンからの食器の持ち出しの方法や動線などはあらかじめ検討し、実際にどのような流れになるのか試してみましょう。

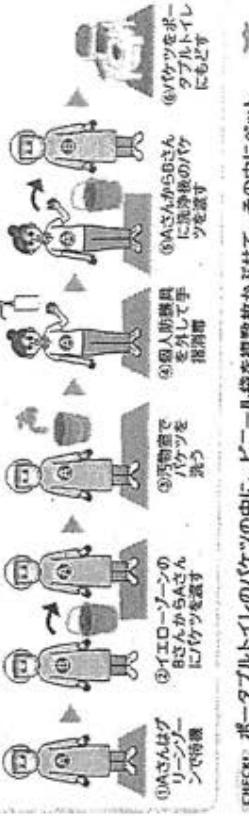
トイレ

陽性者もしくは疑いのある利用者のトイレは、専用にします。

●ポータブルトイレを使用する場合

- CHECK! レッドゾーン内にトイレがない場合、居室内でのポータブルトイレの設置を検討します

<使用後のポータブルトイレの洗浄> *2名で対応します



- ①Aさんはブ
リーフィング
で荷物
②エプローネー^の
BさんからAさん
にバッグを渡す
③汚物箱で
バッグを洗つ
④個人防護具
を外して手
を清掃
- ⑤AさんからBさん
に洗浄後のバッ
グを渡す

CHECK! ポータブルトイレのバケツの中に、ビニール袋を複数枚かぶせて、その中にペットシートなどの吸収シートを入れる(使用後は廃棄)などの工夫があります

交換したおむつやポータブルトイレで使用したペットシートなどは、ビニール袋に入れて封をし、密閉します(P.12「ゴミの処理」参照)

●共用のトイレを使用する場合

- ・居室からの移動やトイレを使用するときに、他の利用者と接触しないように注意します
- ・使用する個室ペースをあらかじめ決めておきます



- ①トイレ内に他の利用者がいないことを確認
- ②陽性者はマスクを着用し、手指消毒をしてから、室外に出る
- ③職員は個人防護具を着用し、トイレまで誘導
- ④使用後は、陽性者を居室へ誘導
- ⑤陽性者が触れた部分(手すりなど)を消毒・清掃

CHECK! ■ 排泄物の中には、新型コロナウイルスがたくさん含まれています。

- 排泄の介助をするとときは、排泄物に直接触れなくて、必ず個人防護具を着用します。



入浴

入浴は控え、しばらくは清拭で対応しましょう。

陽性者の体調が良く入浴ができる場合は、

他の利用者と接觸しないよう、十分配慮しながら行いましょう。

●共用の浴室を使用する場合

CHECK! 居室からの移動や浴室を使用するときには、他の利用者と接觸しないように注意します

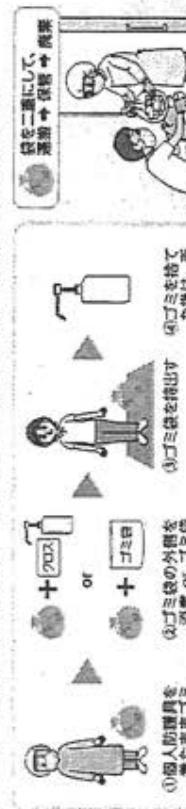
- (1) 浴室内に陽性者はマスクを着用し、手指消毒器から、浴室内へ出てから、室外に出る
- (2) 陽性者は個人用器具を着用し、手指消毒器をしめてから、浴室内へ出る
- (3) 職員は個人用器具を着用し、手指消毒器をしめてから、浴室内へ出る
- (4) 入浴後は、浴室内の陽性者は、浴室内へ戻る
- (5) 入浴後は、浴室内の陽性者が漏れた水分をふき取り、浴室内へ戻る
- (6) 脱衣室内の陽性者が漏れた水分を手すりなど)を消毒・清掃



- 界面活性剤が含まれた治癒用洗剤で、消毒・清掃ができます。
- 治癒の使用後は、換気を徹底しましょう。
- ふだんから、治癒液用液は水分をふき取り、乾燥させましょう。

ゴミの処理

陽性者もしくは疑いのある利用者の居室から出したゴミは、ビニール袋に入れて、しっかりと封をして、廃棄しましょう。



- POINT!
ゴミを集めるときもも慎重するときも、ゴミに直接触れないようにしましょう。

CHECK!
ゴミを捨てた後は、手洗いや手指消毒器を入れてからに限ります。

CHECK!
ゴミを捨てるときもも慎重するときも、ゴミに直接触れないようにしましょう。



- ゴミに消毒液を直接塗りかけることは、ゴミ袋から漏れが生じる可能性もあるかもしれません。
- ゴミに液体成分が多い場合には、新聞紙やペットボトルをゴミ袋に入れて詰め込ませるなど複雑な方法がいいでしょう。



POINT!

■ 空気清浄機だけでは換気はできません。必ず外気を取り込み、換気をしましょう。

■ 窓を開けるだけでは換気になりません。部屋の空気がすべて外気に入れ替わるよう心がけましょう。

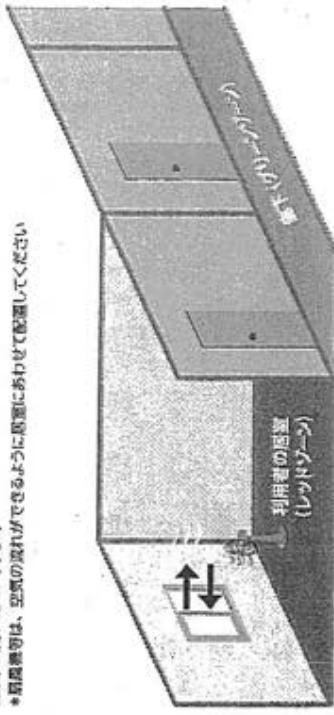
換気

陽性者もしくは疑いのある利用者の居室や共有スペースなどは、1~2時間ごとに窓を開けて5~10分程度の換気をしましょう。

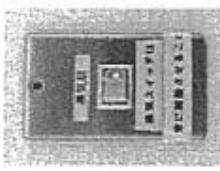
●窓がある場合

CHECK! 二方向の窓を開け、対角線で通風できるようにします

- ・窓が一つしかない、空気がほどむ場所がある場合は、換気扇や面風機を使って空気の流れをつくります
- * 開閉操作は、空気の流れができるように窓面にあわせて配置してください



●機械換気設備がある場合



CHECK!
換気のスイッチは、常に「入」にしておきます
空調設備のフィルターの清掃を定期的に実施しましょう



POINT!

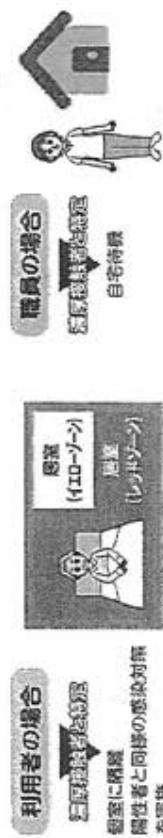
■ 空気清浄機だけでは換気はできません。必ず外気を取り込み、換気をしましょう。

■ 窓を開けるだけでは換気になりません。部屋の空気がすべて外気に入れ替わるよう心がけましょう。

濃厚接触者への対応

濃厚接触者の可能性を把握し、速やかに対応しましょう。

check! 濃厚接触者の調査・特定は、原則、原則、所轄の保健所が行います
保健所の指示に従つてください。
*感染拡大の状況により、変更される可能性があります



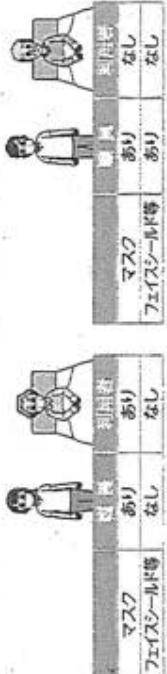
(※) 濃厚接触者は同じ部屋で隔離してはいけません。

●濃厚接触者の可能性

属性者の感染可測期間中に^(*)に
・適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者（例：医療従事者・介護職など）
・陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者（例：医療従事者・介護職など）
・車内等で長時間（1時間以上）の接触があつた者
・手で触れることが出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなしで15分以上話した者
のいずれかを満たす方は濃厚接触となる可能性があります
(※) 関係者が有症状の場合は発症2日前から、無症状の場合には検体採取日の2日前の接触から算算終了日まで

●ふだんから、取組みましょう

check! 新型コロナウイルスは目、鼻、口から感染します
利用者がマスクを外しているときの身体介護などでは、被服は、マスクとともに、
アイシールド、ゴーグル、フェイスシールドなどで顔を保護することが重要です



(参考) (一社)日本清掃医師学会／医療機関における
新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版



■ 標準的接觸が該性であつても濃厚接触者と特定されたら、一定期間の隔離や自宅待機等が必要
です。
■ 濃厚接触者としての隔離期間が終了すれば、利用者の隔離解除のや被服の濃厚接觸時の被
服は必要ありません。

お役立ち情報

内 容

| | | 掲載ページ |
|--|---|-------|
| ■ 大阪府／社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 職務別パンフ | この冊子のダウンロードの他、動画、資料集（佛式例）などを掲載しています。 | |
| ■ 資料集（佛式例） | P1【新型コロナウイルス感染症発生時のやるべきことリスト】に応じて、業務の担当者をあらかじめ決めておきましょう。 | |
| □ 発生時やることリスト対応表 | 職員の健康管理の記録の参考例です。 | |
| □ 職員用健康チェック表 | 面会に来られた方へ健診状況を確認するための参考例です。 | |
| □ 面会者健診履歴表 | イエローチーンなど必要な場所に貼り出しおきましょう。 | |
| □ 個人防護具（PPE）の着脱ポスター | 大阪府で実施した研修の資料やFAQなどお役立ち情報を掲載しています。 | |
| ■ 大阪府／社会福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症対策 | 新型コロナウイルスに有効な消用薬／ 新規コロナウイルスの消毒・除菌方法について 消毒・除菌方法について 身のまわりを清潔にしましょう 経済産業省／ 「ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう」 ■ 濃厚接触者 | |
| □ 濃厚接触者等について (厚生労働省からの動画など) | 濃厚接触者等に関する情報をまとめて います。 | |

この冊子は、令和4年1月時点の情報に基づき、公益社団法人大阪府看護協会の監修により作成しました。
TEL:06-6334-0053 / フックス:06-6334-0051
<http://www.oak.or.jp/> / <http://www.oak.or.jp/guideline/>



新型コロナウイルス感染症発生時やることリスト対応表

※P1「新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト」と併せて使用してください。

※必要に応じて、内容や項目を追加してください。

| チェック欄 | 項目 | | 担当者（日中） | 担当者（夜間） |
|-------------------------------|----|-----|---------|---------|
| | 内容 | 連絡先 | | |
| 1) 必要な人や機関に報告 | | | | |
| 施設長（●●長）へ連絡 | | | | |
| 施設内で情報共有 | | | | |
| 家族への連絡 | | | | |
| 嘱託医、協力医療機関へ連絡 | | | | |
| 指定権者への連絡 | | | | |
| | | | | |
| 2) 疑い者への対応 | | | | |
| 隔離準備（個室等の確保、ゾーニング設定） | | | | |
| 対応職員選定 | | | | |
| 対応職員への確認 | | | | |
| 必要な物品等の確保（PPE等セット、ゴミ箱など） | | | | |
| 個室への移動 | | | | |
| | | | | |
| 3) 受診（往診）、検査（検体採取） | | | | |
| 嘱託医、協力医療機関との連絡窓口 | | | | |
| | | | | |
| 4) 体調不良者の有無の確認 | | | | |
| 入所者の体調把握、とりまとめ | | | | |
| 職員の体調把握、とりまとめ | | | | |
| | | | | |
| 5) 保健所との連携 | | | | |
| 保健所との連絡担当 | | | | |
| 陽性者の行動調査（日誌・記録等の確認） | | | | |
| 濃厚接触者 候補のリストアップ | | | | |
| | | | | |
| 6) 濃厚接触者対応 | | | | |
| 入所者の場合：（必要に応じて）濃厚接触者の隔離、体調確認等 | | | | |
| 職員の場合：体調確認等（復帰めどの確認） | | | | |
| | | | | |
| 7) 業務調整・職員確保 | | | | |
| 職員シフト表の作成（レッドゾーン/グリーンゾーン） | | | | |
| | | | | |
| 8) 個人防護具、消毒薬の在庫確認と確保 | | | | |
| 在庫確認 | | | | |
| 購入（業者等への連絡） | | | | |
| | | | | |

【職員用】健康チェック表

必要に応じて内容や項目を追加してください

所属【 】 氏名【 】

| 状態・症状の項目 | / (月) | / (火) | / (水) | / (木) | / (金) | / (土) | / (日) |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 体温 | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 鼻水・鼻づまり | あり・なし |
| 咽頭痛 | あり・なし |
| 咳 | あり・なし |
| 息苦しさ | あり・なし |
| 全身倦怠感 | あり・なし |
| 味覚障害・嗅覚障害 | あり・なし |
| 頭痛 | あり・なし |
| 嘔気・嘔吐 | あり・なし |
| 下痢 | あり・なし |
| その他 | | | | | | | |
| 家族・身近な人に上記の症状のある人はいませんか | あり・なし |

・この健康チェック表は1カ月間、施設内で保管します。

・発熱等症状がある場合は、出勤前に上司に報告・相談しましょう。

面 会 者 健 康 確 認 表

必要に応じて内容や項目を追加してください

○面会にあたり、お手数ですが、健康状態についてご記入くださいますよう、ご協力お願いします。

| | | | |
|-------|-------|----|----------|
| 日時 | 年　月　日 | | 時　分～　時　分 |
| 入所者氏名 | | | |
| 面会者氏名 | 続柄 | 住所 | 電話番号 |
| | | | |

○体温をお知らせください。（発熱されている場合は、面会をお断りさせていただきます）

| | |
|----|----|
| 体温 | °C |
|----|----|

○この2週間で以下の症状がありましたか？（症状によっては面会をお断りさせていただく場合がございます）

| | |
|------------------|-------|
| せき | あり・なし |
| 咽頭痛（のどの痛み） | あり・なし |
| 鼻水・鼻づまり | あり・なし |
| 呼吸困難（息が苦しい） | あり・なし |
| 全身倦怠感（体がだるい） | あり・なし |
| 味覚障害・嗅覚障害 | あり・なし |
| 頭痛 | あり・なし |
| 嘔気・嘔吐 | あり・なし |
| 下痢 | あり・なし |
| その他（右に症状を記載ください） | |

○以下の質問にお答えください。（面会をお断りさせていただく場合がございます）

| | |
|--|-------|
| 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触がある | あり・なし |
| 同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる | あり・なし |
| 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者と濃厚接触がある | あり・なし |

○以下の質問にお答えください。

| | |
|---------------|-------|
| 新型コロナワクチンの接種歴 | あり・なし |
|---------------|-------|

大阪府
Osaka Prefectural Government

メニュー
検索 ページの探し方 カテゴリーから探す 既存の問題から探す
も文字サイズ：標準 小字 大字

トップ お問い合わせ 人材・男女 住民・子育て 教育・学校 健康・医療 労働・労働 環境・リサイクル 農林・水産業 都市活力・観光・文化 都市計画・都市整備 防災・安全・危機管理 市町村
ホーム > 社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談について
はじめての方へ サイトマップ

社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談について

更新日: 2022年4月5日

本府では、重症化リスクの高い高齢者が入所・利用する施設等をはじめとした社会福祉施設等のクラスター発生を予防し、社会基盤である福祉サービスを停滞させることのないよう、感染管理認定看護師(ICON)等の専門家を社会福祉施設等に派遣する社会福祉施設等感染症予防重点強化事業を実施しております。この度、本事業の一環として、施設を訪問している感染管理認定看護師による電話相談を下記のとおり開始しますので、ご利用ください。

電話相談の概要

- 電話相談については、下記のボタンを押下して、必要事項を入力のうえ、申込みをしてください。
 なお、下記のリンク先のページに、よくある質問をまとめておりますので、ご一読いただきたいうえで、お申込みください。
- ▶ [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策FAQ](#)はこちらから
 - ▶ [新型コロナウイルス感染症の陽性者や感染者の事例が発生したときに、必要な情報をまとめた「早わかりブック」](#)はこちらから

電話相談の申込みはこちら

(1) 受付期間

令和4年4月8日(金曜日)から令和5年3月24日(金曜日)まで
 * 毎週金曜日までに申込みいただいた相談は、翌週金曜日までにお電話を差し上げる予定です。

(2) 対象施設

大阪府内の社会福祉施設等

(3) 電話相談の流れ

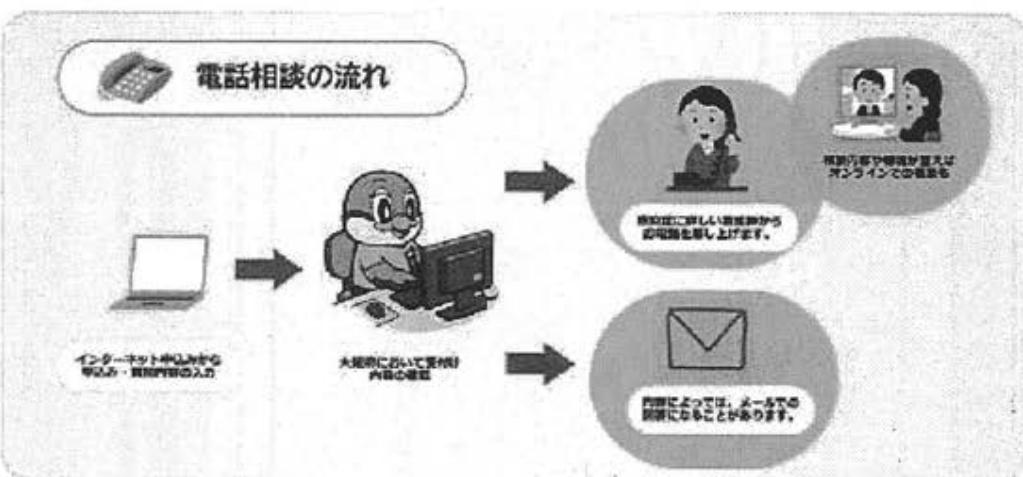
- 1 「インターネット申込み」にて申込みをする
- 2 大阪府において受付
- 3 内容確認後、感染管理認定看護師から架電(公益社団法人 大阪府看護協会に委託)
- 4 電話にて、相談を実施
- * 相談内容によっては、メールやオンラインを活用した相談に切替えることがあります。

(4) 相談内容

新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策
 * 日常の感染予防対策などに関する相談を対象とします(現に陽性者が発生されているなど緊急性、切迫性のある内容は対象外となります)。

(5) 留意事項

相談いただく内容によっては、感染管理認定看護師からの電話ではなく、本府からメールで回答を差し上げる場合があります。
 申込多数の場合(月8件程度を予定)や相談内容によっては、回答が難しい場合がありますので、ご容赦ください。



社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関する研修資料や国からの通知などをまとめたページです。

▶ [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策](#)

社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック(再掲)

社会福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは疑いのある方が発生した時の対応をまとめた「社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック」を作成しました。事前に内容を確認し、もしもの時に全員が動けるよう、シミュレーションする際に、ご活用ください。

▶ [「早わかりブックはこちから」](#)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策FAQ(再掲)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策について、よくあるご質問をFAQにまとめています。

▶ [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策FAQはこちから](#)

このページの作成所属

福祉部 地域福祉推進室地域福祉課 施策推進グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム > 社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談について](#)

[お問い合わせ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について](#)

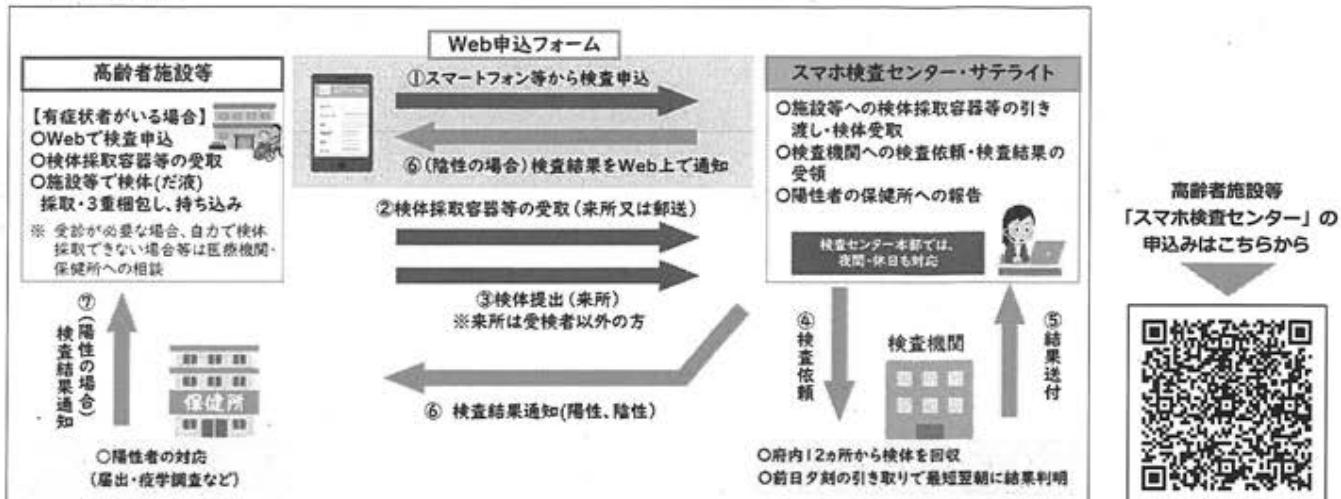
大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話)06-6941-0351
(法人番号 4000020270008) 横洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351

[大阪府Gへの登録方法](#)

© Copyright 2003-2022 Osaka Prefecture All rights reserved.

高齢者施設等「スマホ検査センター」について

◆検査の流れ



◆高齢者施設等「スマートフォン検査センター」本部・サテライトのご案内 (令和4年4月18日現在)

| サテライトの名称 | 綿棒キット | 所在地 (上段:施設名、下段:住所) | 開設日等と検体回収時間 |
|-------------------|-------|---|---|
| 1 スマートフォン検査センター本部 | 有 | 大阪府 旧職員会館 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1-59 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 日から土 (祝日含む) 午前9時30分～午後11時00分 ●回収時間: 月から土: 午後2時30分 日: 午前11時30分 |
| 2 三島サテライト | 有 | 三島府民センタービル2階 控室 大阪府茨木市中穂積1丁目3-43 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間: 午後3時00分 |
| 3 南河内サテライト | 有 | 南河内府民センタービル3階 第3会議室 大阪府富田林市寿町2丁目6-1 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間: 午後1時15分 |
| 4 北河内サテライト | 有 | 北河内府民センタービル4階 第1会議室 大阪府枚方市大垣内町2丁目15-1 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間: 午後1時30分 |
| 5 泉南サテライト | 有 | 泉南府民センタービル1階 第3セミナー室 大阪府岸和田市野田町3丁目13-2 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間: 午後0時15分 |
| 6 泉北サテライト | 有 | 泉北府民センタービル1階 第2会議室 大阪府堺市西区鳳東町4丁390-1 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間: 午後2時30分 |
| 7 中河内サテライト | 有 | 東大阪市立角田総合老人センター 1階 東大阪市角田2丁目3番8号 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後4時45分 ●回収時間: 午後3時30分 |
| 8 池田サテライト | 有 | 池田・府市合同庁舎4階 青少年相談コーナー 大阪府池田市城南1丁目1-1 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間: 午後1時30分 |
| 9 西区サテライト | なし | 西本町ビル3階 大阪中央営業所 大阪府大阪市西区西本町3丁目1番48号 | |
| 10 吹田サテライト | なし | 大阪北営業所 大阪府吹田市原町2丁目45番1号 | <ul style="list-style-type: none"> ●開設日等: 月から土 (日・祝日除く) 午前9時30分～午後7時30分 ●回収時間: 午後3時30分 |
| 11 守口サテライト | なし | 大阪東営業拠点 大阪府守口市大宮通1丁目13番36号 | |
| 12 堺サテライト | なし | 大阪南営業所 大阪府堺市西区鳳北町7丁7番地 | |

*検査（綿棒）キット（綿棒を用いて唾液を吸収させるタイプ）は、唾液の自己採取が困難な方のみ、お申込みください。

*検査（綿棒）キットは、1~8で取扱います。在庫の確認（070-1439-7339）をしてから、来院いただきますようお願いします。

●高齢者施設等スマートフォン検査センターでの検査に関するご質問 (申込方法など)

メール: kensasenta1@medi-staffsup.com

電話: 070-1439-7345

高齢者施設等「スマホ検査センター」 検査対象施設（一部抜粋）

※いずれも利用者及び職員が対象

対象施設等

【高齢者福祉サービス等】

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| ・介護老人福祉施設 (地域密着型含む) | ・訪問介護 |
| ・介護老人保健施設 | ・訪問入浴介護 |
| ・介護医療院 | ・訪問看護ステーション |
| ・介護療養型医療施設 | ・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る） |
| ・認知症対応型共同生活介護事業所 | ・居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る） |
| ・養護老人ホーム | ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| ・軽費老人ホーム | ・夜間対応型訪問介護 |
| ・有料老人ホーム | ・居宅介護支援 |
| ・サービス付き高齢者向け住宅 | ・福祉用具貸与・福祉用具販売 |
| ・通所介護（地域密着型含む） | ・地域包括支援センター |
| ・通所リハビリテーション | ・老人福祉センター |
| ・認知症対応型通所介護 | ・介護予防・生活支援サービス |
| ・小規模多機能型居宅介護 | - 訪問型サービス |
| ・複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) | - 通所型サービス |
| ・短期入所生活介護 | - その他の生活支援サービス |
| ・短期入所療養介護 | - 介護予防ケアマネジメント |



メニュー

検索

トペラの技術 | フォーラムから見る | 部門の各種から見る

も文字サイズ: [小] [中] [大]

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|------------------|-------|--------|---------------|-------|-------|----------|------------|-----------------|---------------|----------------|--------------|
| トップ | くらし・住まい まちづくり | 人権・洪災 | 福祉・子育て | 教育・学校・ 青少年 | 健康・医療 | 開発・労働 | 環境・リサイクル | 農林・ 水産業 | 都市基盤・ 最先端・文化 | 都市計画・ 都市整備 | 防災・安全・ 危機管理 | 府県運営・ 市町村 |
|-----|------------------|-------|--------|---------------|-------|-------|----------|------------|-----------------|---------------|----------------|--------------|

ホーム > 健康・医療 > 医療・医療費 > 大阪府感染症対策信頼 > 高齢者施設等の従事者等への定期検査について

はじめての方へ サイトマップ

高齢者施設等の従事者等への定期検査について



更新日:2022年5月10日

お知らせ

■令和4年5月10日 定期PCR検査を拡充します【New】

- ・通所系サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所も対象として実施します。(5月11日(水)より申込受付開始)
- ・2週間に1回の頻度を1週間に1回に変更します。(5月11日(水)より変更※)
※現在、定期PCR検査を実施している事業所は、5月11日以降の結果連絡時から変更

■令和4年4月14日 高齢者施設等(入所系・居住系)の従事者等への検査体制強化について(4月15日(金)より申込受付開始)

大阪府では、第6波においても高齢者入所施設等でのクラスターが多発したことから、入所者への感染防止のため、府内全ての入所系・居住系の高齢者施設等を対象とし、抗原定性検査キット(抗原キット)を活用した頻回な定期検査を実施することとしました。

高齢者施設等の従事者等への定期検査に関する概要

施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見及び無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、施設等の従事者等を対象に定期的に検査を実施しています。

| 施設種別 | 入所系・居住系施設 (施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスを含む) | 通所系・訪問系サービス事業所 (施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスを除く) |
|------|---|--|
| 対象地域 | 大阪府全域(政令市・中核市含む) | 大阪府管轄(政令市・中核市除く) |
| 対象者 | 無症状の従事者等 (常勤・非常勤・嘱託問わず) | 無症状の従事者 (常勤・非常勤問わず) |
| 検査方法 | 抗原定性検査(鼻腔ぬぐい液) | PCR検査(唾液) |
| 実施頻度 | 3日に1回 | 週間に1回 |

1. 対象施設等及び対象者について

下記①及び②のいずれかに該当する施設の従事者等

① 入所系・居住系の高齢者施設等(政令市・中核市含む)

→ 下記に該当する施設は、こちらをクリック

【対象施設】

大阪府全域(※)に所在する以下の施設

(※)政令市・中核市(大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市)を含む大阪府内の全市町村

○高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、養護老人ホーム、経営老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
(併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む)

○障がい者施設等

障がい者支援施設、共同生活援助事業所(グループホーム)、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所
(併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む)

○教護施設

【対象者】

上記対象施設の従事者及び出入り業者(無症状に限る)

※ 従事者は常勤・非常勤を問いません。

※ 出入り業者は、当該施設内に出入りする業者のうち、従事者や入所者と直接接触する機会がある者とします(宅配業者は対象外です)。

② 通所系・訪問系サービスの事業所（政令市・中核市除く）

> 下記に該当する事業所は、こちらをクリック

【対象事業所】

大阪府保健所管内の地域(※)に所在する以下の事業所

(※)政令市・中核市(大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市)を除く大阪府内の市町村

○高齢者施設等

<通所系サービス事業所(施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスは除く)>

(介護給付) 通所介護(地域密着型通所介護含む)、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、短期入所生活介護、短期入所療養介護

(予防給付) 介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護

<訪問系サービス事業所>

(介護給付) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション(介護保険サービスを提供している事業所に限る。)、福祉用具貸与、居宅療養管理指導(介護保険サービスを提供している事業所に限る。)、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定福祉用具販売、居宅介護支援

(予防給付) 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、特定介護予防福祉用具販売、介護予防支援

○障がい者施設等

<通所系サービス事業所(施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスは除く)>

生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

<訪問系サービス事業所>

居宅介護、重度訪問介護、同行援助、行動援助、自立生活援助、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【対象者】

上記対象施設の従事者(無症状に限る)

※ 従事者は常勤・非常勤を問いません。

2. FAQ・問い合わせについて

お問い合わせの前に、FAQをお読みください。

※ 政令市・中核市(大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市)において、実施されている定期検査については、各市にお問い合わせください。

定期検査のFAQはこちら

【定期検査に関するお問い合わせ先】

○入所系・居住系の高齢者施設等における抗原キット定期検査

大阪府抗原キット定期検査事務局

TEL:06-7223-9387 <開設時間:午前9時～午後6時(土日・祝日も対応)>

○通所系・訪問系サービスの事業所における定期PCR検査

大阪府コールセンター

TEL:06-7166-9988 <開設時間:午前9時～午後6時(土日・祝日も対応)>

参考資料

感染疑い事例の早期把握と、把握した段階からの初動対応が重要です！

施設におけるクラスター発生事案を分析すると、早期に対応できた施設はいずれも「疑い事例発生時」から万一に備え、ゾーニングや従事者等の感染防護措置などの適切な対応を実施しています。

■ 「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策」<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kensetsunisaku/index.html>

■ 「社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック」https://www.pref.osaka.lg.jp/chikinfukushi/coronavirus_book/index.html

■ 「大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム(OCRT)について」<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/cort.html>

このページの作成所属

健康医療部 保健医療室感染症対策企画課 感染症・検査グループ



感対第6414号
令和3年2月10日

高齢者施設等管理者・施設長様

大阪府福祉部長
大阪府健康医療部長

高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査について(通知)

日ごろより、府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本府における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、年明け以降、陽性者数が増加し、1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数は18.16人(令和3年2月5日現在)と高い水準を維持している状況です。

とりわけ、第三波(令和2年10月10日)以降に高齢者施設等で発生したクラスターは、2月5日時点でも109施設(陽性者2,024人)に上っており、当該施設におけるクラスター発生防止について、より一層の取組みが必要です。

つきましては、こうした状況への対応策として高齢者施設等への新規入所者(医療機関から退院後の再入所・再入居の方や入所・入居の契約済みの方、又は確定している方も含みます。)について、下記の場合には行政検査として取り扱いますのでお知らせいたします。

なお、運用の開始は、2月12日からといたします。

記

高齢者施設等への新規入所者について、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず保険適用で新型コロナウイルスの検査を行うことが可能です。

検査の実施については、新規入所者の入所前の生活状況等を勘案し、検査の要否を貴施設の連携医療機関等(同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、高齢者施設が平時に連携している医療機関)の医師と相談してください。なお、連携医療機関等に相談される際は、本通知文と別紙の医療機関あてのお知らせをご提示ください。

高齢者施設等:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、
介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
(いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む。なお、高齢者施設等におかれでは、併設通所・短期事業所にも本通知内容をご了知いただきますようお願いします。)

【問い合わせ先】
(高齢者施設に関すること)
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ
電話 06-6944-7106
(併設通所・短期サービスに関すること)
大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 居宅グループ
電話 06-6944-7099
(行政検査に関すること)
大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課感染症・検査グループ
電話 06-4397-3204

(別紙)

※高齢者施設等管理者・施設長様

連携医療機関等に新規入所者の検査について相談される際は、府からの通知文本文と、このお知らせを連携医療機関等にご提示ください。

高齢者施設等連携医療機関等様へ

大阪府では、高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査について、令和3年2月10日付け感対第6414号にて各高齢者施設等あて周知しております。
つきましては、以下の点にご留意の上、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 連携医療機関等において検査が実施できない場合は、連携医療機関等から相談窓口にご相談ください。相談窓口は、2月12日から運用を開始します。
＜相談窓口＞ 開設時間(土日・祝日含む) 9時～18時 電話番号 06-7166-9988
- 2 連携医療機関の医師が必要と判断して実施した保険適用の検査については、その医療機関と府もしくは政令市・中核市が行政検査に係る委託契約を締結することで、検査にかかる費用を公費にすることが可能です。
(当該契約の効力は遡及可能ですので管轄の保健所へご相談ください)。

大阪府

利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）

1. 感染防止に向けた取組

| | |
|------------------------|--|
| | (感染症対策の再徹底) <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 ○ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申し出やすい環境づくりに努める ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入りした者の記録等を準備 (面会及び施設への立ち入り) |
| (1)施設等における取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合は除き制限する等の対応を検討すること。具体的には、地域の発生状況等を踏まえ、管理者により制限の程度を判断し、実施する場合には、適切な感染防止対策を行った上で実施すること。引き続きオンラインでの実施も考慮。 ○ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 面会者や業者等の施設内に入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 (外出) |
| (2)職員の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 施設外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる等の対応を徹底 |
| (3)リハビリテーション等の実施の際の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要 ○ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の助行の徹底 |

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

| | 定義 | (1)情報共有・報告等 | (2)消毒・清掃等 | (3)積極的疫学調査への協力等 | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者等への対応 | |
|----------------------|--|--|---|--|--|---|
| | | | | | 職員 | 利用者 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等（利用者・職員）に発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・指定管理者、家族等に報告 | | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） | <ul style="list-style-type: none"> ・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断 |
| 感染が疑われる者 | 施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱、咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者、医師が臨床的に判断した結果感染を疑う者。 ※PCR陽性等診断が確定前の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・指定管理者、家族等に報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 | | <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける |
| 濃厚接触者 | 保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができるない場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底 ・可能な限りその他の利用者と担当職員を分けて対応 ・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施 ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル等を着用 ・体温計等の器具は、可能な限り専用に ・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本 |
| 感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者 | 施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者については、リハビリテーション等は実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能 ※保健所と相談の上、対応 ※個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり |

利用者の状況に応じた対応について（通所系・短期入所）

通所系等

1. 感染防止に向けた取組

| | |
|---------------|--|
| (1)施設等における取組 | (感染症対策の再徹底) <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入りした者の記録等を準備 |
| | (施設への立ち入り) <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 業者等の施設内に入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 |
| (2)職員の取組 | (感染症対策の再徹底) <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含むエチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底 |
| | (基本的な事項) <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底 |
| (3)ケア等の実施時の取組 | (送迎時等の対応等) <ul style="list-style-type: none"> ○ 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る ○ 送迎時には、窓を開ける等換気留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒 ○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供、同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討 ○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるよう努める |
| | (リハビリテーション等の実施の際の留意点) <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要 |

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

通所系等

| | 定義 | (1)情報共有・報告等 | (2)消毒・清掃等 | (3)積極的疫学調査への協力等 | (4)感染者への対応／(5)濃厚接触者への対応 | |
|----------------------|---|--|---|--|--|---|
| | | | | | 職員 | 利用者 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） | <ul style="list-style-type: none"> ・原則入院。高齢者や基礎疾患有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断 |
| 感染が疑われる者 | 施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い症状の症状等がある者、医師が認合いで判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接觸が疑われる者を特定 ・特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告 | | <ul style="list-style-type: none"> ・主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける |
| 濃厚接触者 | 保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・遅延な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離である距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保 |
| 感染が疑われる者との濃厚接觸が疑われる者 | 施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・遅延な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触 | - | - | - | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・復帰時期については上欄に同じ ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、認われる職員数等の状況も踏まえ対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応 |

利用者の状況に応じた対応について（訪問系）

訪問系

1. 感染防止に向けた取組

| | |
|---------------|---|
| | (感染症対策の再徹底) |
| (1)施設等における取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備 (外出) <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の外出については、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。 |
| (2)職員の取組 | <ul style="list-style-type: none"> (感染症対策の再徹底) <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス 感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まる 것을避ける等の対応を徹底 |
| (3)ケア等の実施時の取組 | <ul style="list-style-type: none"> (基本的な事項) <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を難読 ・ 基礎疾患有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応 |

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

訪問系

| 区分 | 定義 | (1)情報共有 ・報告等 | (2)消毒 ・清掃等 | (3)積極的疫学 調査への協力等 | (4)感染者への対応 | |
|--------------------------------------|---|--|---------------|--|---|---|
| | | | | | 職員 | 利用者等 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR陽性の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録を提供等 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則入院 (症状等によっては自治体の判断に従う) | <ul style="list-style-type: none"> ・原則入院。高齢者や基礎疾患有する者以外の者については症状等によっては自治体の判断 |
| 感染が 疑われる者 | 施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や嘔吐などの比較的軽い症候の症状等がある者、医師が認めたに判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定 | | <ul style="list-style-type: none"> ・主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける |
| 濃厚接 触者 | 保健所が特定 ・感染者と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることが出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触 | - | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う | <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討 ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基礎疾患有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮 |
| 感染が 疑われる者と の濃厚接 触が 疑われる者 | 施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室・長時間接触 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることが出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触 | - | - | | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい | <ul style="list-style-type: none"> ➢ サービス提供時は、保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり |

【入所施設・居住系】

<個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

(i) 食事の介助等

- 食事介助は、原則として個室で行う
- 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施
- 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用
- まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄

(ii) 排泄の介助等

- 使用するトイレの空間は分ける
 - おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用
 - 使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる
- * ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理)

(iii) 清潔・入浴の介助等

- 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機(80°C10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
- 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってよい。その際も、必要な清掃等を実施

(iv) リネン・衣類の洗濯等

- 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80°C10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
- 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる

【訪問系】

<サービス提供に当たっての留意点>

- 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない
- 濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応
- 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫
- 訪問時には、換気を徹底
- ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用
- 体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭
- サービス提供開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施。手指による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

<個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

(i) 食事の介助等

- 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施
- 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施
- 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫

(ii) 排泄の介助等

- おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用

(iii) 清潔・入浴の介助等

- 介助が必要な者(訪問入浴介護を利用する者を含む)については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般定な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる

(iv) 環境整備

- 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、温式清掃し、乾燥。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥

新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 災害時の対応を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等にあたって、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、状況に鑑みてさらに柔軟な取扱いを可能としており、主な取扱いは以下のとおり。

1. 基本的な事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能
- 訪問介護の特定事業所加算等の算定要件等である定期的な会議の開催等について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応可

2. 訪問サービスに関する事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に訪問介護員の資格を有する者を確保できないと判断できる場合、訪問介護員の資格のない者であっても、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、サービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事可
- 訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定することが可

3. 通所サービスに関する事項

- 事業所が休業している場合に、居宅を訪問し、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定可

通所事業所が訪問支援に切り替えた場合等の報酬の運用弾力化

趣旨

- ・ オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策に関し、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言等（※1）において、「通所施設においてサービスを継続するため、導線の分離など感染対策をさらに徹底すること」とされた。
（※1）「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（令和4年2月4日）
- ・ このため、通所系サービス事業所が、利用者の導線を分けるなど感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスの継続を図ることができるよう、まん延防止等重点措置等の実施期間中（令和4年2月～措置の最終日が含まれる月）における介護報酬の運用の弾力化を行った（令和4年2月9日事務連絡）。

【弾力化の内容】

- まん延防止等重点措置等の実施区域の通所系サービス事業者が、利用者への説明・同意を得た上で、
 - ① 訪問サービスへの切り替えや、サービス提供時間の短縮等を行った場合において、
 - ② 実際のサービス提供時間等（準備、移動時間、電話による安否確認等の時間を含む）が、ケアプランで予定されていた提供時間の半分以上である等（※）の場合は、
 - ③ ケアプランの提供時間に対応した報酬区分を算定することとする。

※感染防止対策を更に徹底すること（感染対策の手引きの厳守、利用者のグループ分けの検討を行っていること）等についての事前の申出書の提出が必要

（参考）通所介護（通常規模型）の運用例

要介護3の場合のイメージ： ケアプランの提供時間と報酬 7時間、896単位

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| ① 訪問サービスへの切替 | ② 通所サービスの提供時間短縮（午前と午後でグループを分ける等） |
| ・ 従来の対応：訪問サービスの提供は認められない | ・ 従来の対応：（短縮し、計画も変更する場合）4時間、500単位 |
| ・ 現行コロナ特例（実際のサービス提供時間）：3時間半、477単位 | ・ 現行コロナ特例（実際のサービス提供時間）：4時間、500単位 |
| ・ 今般の対応：7時間、896単位で請求（※） | ・ 今般の対応：7時間、896単位で請求（※） |
- （※）実際のサービス提供時間等（準備、移動時間、電話による安否確認等の時間含む）がケアプラン上の提供時間の半分以上である場合に、ケアプラン上の提供時間で請求。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.11)

(令和4年2月21日)

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】

○ 3%加算・規模区分の特例 (3%加算・規模区分の特例の令和4年度の取扱い)

問1 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和4年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。

(※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)別紙I

(答)

- 新型コロナウイルス感染症は、令和4年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示しする。

○ 3%加算 (3%加算を令和3年度に算定した事業所の取扱い)

問2 感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。

(※) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3) (令和3年3月26日) 問21

(答)

- 可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。

感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算(令和4年度の取扱い)

別添

- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所には、令和4年度に令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上利用延人員数が減少した月がある場合、再度3%加算の算定が可能。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき一度3%加算を算定した事業所においては、同一事由による令和4年度の利用延人員数の減少に基づいて、再度3%加算を算定することはできない。

加算算定のイメージ

・令和3年度の利用延人員数の減少に基づき、令和3年度内に3%加算を算定していた事業所の場合

・令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき、新たに3%加算を算定する事業所の場合

| R4年度 | (R4.3) | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | (R5.4) |
|------|--------|-----------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|----------|----------|----------|-----|-----|----|----|----|--------|
| 加算算定 | | 利用 延人員 数減 へ | 算定届 提出 | 算定 開始 | | ↑ | 算定 終了 | | | | | | | |
| 延長 | | 令和3年度の1月当たりの 平均利用延人員数と比較 | | なお利用延 人員数が減 少している 場合 | 延長届 提出 | 延長 開始 | ↑ | 延長 終了 | | | | | | |

・令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和4年度にまたがつて3%加算を算定していた事業所の場合

| R4年度 | (R4.3) | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | (R5.4) | | |
|------|--------|-----------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|----------|----------|----------|-----|-----|----------------------|-------------------------------|-----------|----------|---|----------|
| 加算算定 | | 利用 延人員 数減 へ | 算定届 提出 | 算定 開始 | | ↑ | 算定 終了 | | | | | | | | | |
| 延長 | | 令和2年度の1月当たりの 平均利用延人員数と比較 | | なお利用延 人員数が減 少している 場合 | 延長届 提出 | 延長 開始 | ↑ | 延長 終了 | | | | | | | | |
| 再算定 | | | | | | | | | | | 算定届 提出 | 算定 開始 | ↑ | 算定 終了 | | |
| 再延長 | | | | | | | | | | | 利用 延人員 数減 へ | なお利用延 人員数が減 少している 場合 | 延長届 提出 | 延長 開始 | ↑ | 延長 終了 |

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進(その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等（※3年の経過措置期間を設ける）

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが構築する体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

✿ ポイント

✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。

✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

✿ 主な内容

- ・BCPとは
・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・介護サービス事業者に求められる役割
・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/kaigo/kaigo_koureisha/taisakuatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】